

確定申告の準備（所得計算）を済ませて、申告相談会場へ!!



2017年2月13日（月）発行

No.220

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

申告書へのマイナンバーは記入不要!! 事業者も行政も事務負担増大 百害あって一利もない

（不動産、株式などの）譲渡所得 住宅取得特別控除の申告などの 特別相談会のお知らせ

平成28年中に不動産や株式を売却された方は所得税の確定申告と併せて「譲渡所得等」の確定申告をしなければなりません。

また、平成28年中に住宅を購入した方で「住宅取得特別控除」の適用を受ける場合は、確定申告が必要です。

「特別相談会」を開催します。事前に予約の上、ご参加ください。

2月16日（木）、17日（金）
午前10時～12時、
午後1時～4時
民商事務所・3階

商工新聞読者、会員のみならず、確定申告書は届きましたか。
平成28年分の所得税、消費税などの申告書には、マイナンバー（個人番号）を記載する欄ができました。税務署（国税庁）が作成した「確定申告の手引き」では、表紙はもちろん、随所でマイナンバー（個人番号）を記載するよう強調されています。

また、政府広報と称してテレビやラジオ、新聞などあらゆるメディアをフル活用して、マイナンバーの利便をまき散らしています。そんな中「マイナンバー（個人番号）を書かないとダメなの？」と、心配をされている方もいらっしゃるのではないでしょうか。しかし、名古屋北部民商をはじめ、全国の民商や全商連との交渉で、国税庁・総務省のほか、各地の税務署も「マイナンバー（個人番号）の記載がないことで不利益な扱いはしない」「罰則はない」「マイナンバー（個人番号）の記載がなくても受け付ける」と、回答しています。

ただし、名古屋北税務署の総務課長は「（集団申告の際も）マイナンバーが記載されていれば、本人確認をする必要がある」と回答しています。マイナンバーを記載するかどうかは、個人が責任を持って判断することです。が、記載した場合は本人確認書類の提示または添付が必要となり、事務負担だけでなく、精神的負担も増大します。

みんなで申告

みんなで提出

民商では毎年、3月13日に『集団申告』をしています。仲間が集まって、自信

を持って、安心して申告書を提出しましょう。

『3・13北区・守山区集会』

3月13日（月）
午後1時30分～

『3・13西区集会』

3月13日（月）
午後1時30分～
西区・西区役所講堂

中小企業法務プラス！ワンポイント ～ 法廷ウォッチングあれこれ ③ ～

《 一般傍聴人にはわかりにくい!? 》

法廷ウォッチングのときは、必ず1件は刑事事件の傍聴を入れるようにしています。刑事事件の傍聴は、テレビで見る裁判の様子と一番似ていて、馴染み深い感じがあるようです。

傍聴の時には、できるだけ、1回結審といって、その日だけで起訴状の読み上げから弁護人の最終弁論まで見ることができ軽微な事件（万引きとか暴行）を選んで傍聴します。重大事件よりもかえってその方が身近に感じることができて、「あんな普通に見える人がなんで万引きなんか」とか「もう2度とやって欲しくないよね」など、切実な感想が寄せられます。

手錠を付けられて法廷に入ってくる被告人の姿を見ると、やはり法廷が別世界に見えるようで、その姿に衝撃を受ける方が多くいます。「あんな姿見られたくないよね」などという感想が寄せられるのも、刑事事件の特徴ですね。

さて、3回にわたり続けてきた法廷ウォッチングよもやま話も今回で終わります。少しでも興味を持たれたらぜひホウネット主催の法廷ウォッチングにお出かけください。

次回からはまた新たなテーマで、法律に関わる役に立つ話をお届けします。

2017年2月 弁護士 伊藤勤也（名古屋北法律事務所）

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。

会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!